

(仮称)練馬区地域コミュニティ活性化プログラム検討懇談会設置要綱

平成23年3月25日

22練産地第2411号

(設置)

第1条 練馬区長期計画(平成22年度～平成26年度)に掲げる「(仮称)練馬区地域コミュニティ活性化プログラム」の策定に当たり、地域コミュニティを活性化する方策について、区民ならびに町会・自治会およびNPO・ボランティア団体等(以下「区内各種団体」という。)の代表などにより検討するため、(仮称)練馬区地域コミュニティ活性化プログラム検討懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、つぎに掲げる事項を検討し、その結果を区長に報告する。

地域活動団体の支援に関すること。

区民が地域活動に参加しやすい環境づくり、人と人とのつながりづくりに関すること。

地域活動団体のネットワークの形成に関すること。

相談役、調整役となる人材の確保に関すること。

地域活動推進拠点の整備に関すること。

その他、地域コミュニティの活性化を図るために必要なこと。

(構成)

第3条 懇談会の委員(以下「委員」という。)は、つぎに掲げる者とし、区長が委嘱する。

学識経験者 1人

区内各種団体の代表者 11人以内

公募区民 6人以内

2 懇談会に座長および副座長を置く。

3 座長および副座長は、委員の互選により選任する。

4 座長は、懇談会の会議を主宰し、懇談会を代表する。

5 座長に事故があるときまたは座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成24年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 懇談会は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(公開)

第6条 懇談会の会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針(平成13年2月27日練企企発第245号)の定めるところにより非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、産業地域振興部地域振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の定めるもののほか、懇談会の運営につき必要な事項は座長が定める。

付 則

この要綱は、平成23年3月25日から施行する。